

告 示

埼玉県告示第三百十四号

埼玉県測量業者登録簿閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年四月二十二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県測量業者登録簿閲覧規程の一部を改正する告示

埼玉県測量業者登録簿閲覧規程（昭和三十七年埼玉県告示第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十八条第二項」を「第九条第二項」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。